平成２７年（フ）第１３０号
山梨県笛吹市石和町下平井317番地１
債務者　西沢　俊司
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
住居所不定、住民票上の住所岐阜県加茂郡川辺町福島616番地３
債務者　纐纈　孝則
１　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第６３号
滋賀県近江八幡市八幡町217番地７、前住所滋賀県近江八幡市八幡町335番地11
債務者　井上　進治
１　決定年月日時　平成27年６月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第８７号
滋賀県彦根市西今町968番地３　Ａ―107号
債務者　児玉　一生
１　決定年月日時　平成27年６月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１０９号
兵庫県伊丹市寺本４丁目75番地２―205号
債務者　井上美穂子こと　井上美穂子
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
兵庫県伊丹市下河原２丁目15番６号、前住所兵庫県伊丹市下河原２丁目14番４号
債務者　三金　　武
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
奈良県大和郡山市材木町15番地１　シティパレス21ＪＲ郡山駅前Ｐ―Ⅱ401
債務者　杉浦　克夫（旧姓日下）
１　決定年月日時　平成27年６月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１２４号
奈良県生駒市山崎町４番30―403号
債務者　川井　理則
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１４１号
奈良市五条畑１丁目７番２―Ｃ102号
債務者　冨樫　　裕
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１５２号
奈良県生駒市谷田町1347番地　ライオンズマンション311
債務者　岩田余至子
１　決定年月日時　平成27年６月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１５９号
奈良市南京終町４丁目341番地　南京終ハイツ101号
債務者　奥中　宏司
１　決定年月日時　平成27年６月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１６０号
奈良市法蓮町433番地の１　グローリー新大宮302号
債務者　ｎｉｍａこと　安田　忠司
１　決定年月日時　平成27年６月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４１号
鳥取県鳥取市浜坂５丁目５番３号、旧住所鳥取県鳥取市立川町４丁目134番地２
債務者　山本真由美（旧姓石原・山根）
１　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７１号
鳥取県米子市東福原７丁目９番７号　201号、前住所鳥取県米子市皆生新田２丁目９番37号101号
債務者　永瀬しのぶ
１　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３８２号
広島市西区庚午北１丁目10番３－２号
債務者　森　　有生
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９号
山口県下関市菊川町大字下岡枝246番地
債務者　山本　尚美
１　決定年月日時　平成27年６月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
高知県安芸郡芸西村西分乙297番地
債務者　後藤　精一
１　決定年月日時　平成27年６月24日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係